

学校生協組合員で県費職員の方へ、

学校生協ご利用代金の支払いは 県給与控除（引き去り）でお願いします！

▶ 県給与控除（引き去り）とは？

県給与が給与振り込み指定口座に振り込まれる前段階で、
学校生協のご利用代金を県の給与から控除する（引き去る）仕組みです。



▶ 県給与控除って何がイイの？

ここがイイ！ その1

**引き落とし口座の残高を
気にしなくてイイ！**

登録口座の残高不足で引き落としできない、なんてこともなく、
確実にお支払いいただけます。

ここがイイ！ その2

**給与明細で利用代金が確認
できてイイ！**

給与明細に、過去1カ月の学校生協ご利用代金が記載されるので、
とっても安心です。

ここがイイ！ その3

**控除の解除も復活も難しい
手続き不要でイイ！**

休職・休業等で給与が止まっても
口座引落への移行は電話1本で
OK。控除復活も自動です。

さらに！ 給与控除は、引き落とし手数料がかからないため、今まで銀行に支払っていた引き落とし手数料分のコストを削減でき、その分商品価格を下げたりサービスを向上させたりでき、組合員さん全員の利益につながります。

■同意事項（必ずお読みください。）

- 対象は県費の職員のみです。市町村費職員・私学・PTA 所属の組合員様はお申し込まないでください。
- 控除のお申し込みをいただく場合は、万が一控除ができなかった場合に備えて必ず自動引き落とし用の金融機関口座をご登録いただきますようお願いいたします。
- 控除額が10万円を超える場合は、ご本人様に確認のご連絡をいたしますのでご了承ください。
- 学校生協と共済組合等他団体でご利用の控除合算額が高額になる場合は、たとえ給与額面未満でも控除が不能になることもございます。その場合は、次月に登録口座からの引き落としになり再請求手数料（100円＋消費税）が加算されますのでご注意ください。
- 休職・休業などで給与が支払われなくなる場合は、できるだけお早めにご連絡ください。ご連絡いただかず控除不能になった場合は、次月に銀行口座からの引き落としになり再請求手数料（100円＋消費税）が加算されますのでご注意ください。ご連絡の際は、復職年月日も合わせてご連絡ください。
- ご不明な点は、学校生協までお電話等でお問い合わせください。（TEL 098-867-3683）

※ 給与控除の手続きは、県ではなく学校生協内のみで行われます。県へのお問い合わせはご遠慮ください。